

中小企業の事業再生支援に向けた 中小企業庁と日本弁護士連合会の連携の拡充について

平成27年3月10日
中 小 企 業 庁
日 本 弁 護 士 連 合 会

中小企業庁と日本弁護士連合会は、中小企業政策の喫緊の課題である、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の事業再生に対する支援について、次のとおり、連携を強化し対応を進める。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「金融円滑化法」という。）は平成25年3月に終了したが、当時、同法を利用する中小企業等は30万～40万社あり、その中で事業再生が必要な中小企業等は5万～6万社あると言われており、地域の経済・雇用を支える中小企業等の活力を高めることが求められている中、中小企業等の抜本的な経営改善・事業再生の支援を強化することが喫緊の課題となっている。

中小企業庁としては、これらの課題を解決するために、認定支援機関（弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家）による経営改善計画策定支援や中小企業再生支援協議会による支援、中小企業の早期の事業再生等を後押しするための「経営者保証に関するガイドライン」の整備等の取り組みを進めてきた。

「経営者保証に関するガイドライン」は、経営者の個人保証に依存してきたこれまでの融資慣行を改善し、創業や中小企業・小規模事業者による思い切った事業展開や早期の事業再生などを支援するものとして平成26年2月から運用を開始したものである。政府系金融機関における融資実績は平成26年12月時点で4万件を超え、普及が着実に進みつつあり、今後は更なる周知や普及に努める。

日本弁護士連合会は、金融円滑化法の終了により、抜本的な事業再生を要する中小企業等が5万～6万社以上とも言われる状況を踏まえ、債務免除も含め

た中小企業等の簡易迅速な抜本的債務処理のプラットフォームとして、既に制度として存在していた特定調停手続について、最高裁判所との協議を重ね、中小企業等の事業再生に対応できるように運用体制の整備を図り、平成25年12月には弁護士向けの手引きを策定・公表した。同手続については、中小企業庁との協議により、一定の要件の下に信用保証協会の求償権放棄が可能となり、また、国税庁との協議により、一定の要件の下に債権者側の無税償却や債務者側の債務免除益に対する期限切れ欠損金の充当などが可能となるなど、債務免除のための手当てがされた。

さらに、日本弁護士連合会は、特定調停手続を「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理に活用すべく、最高裁判所との協議を重ね、同ガイドラインに対応できるように運用体制の整備を図り、平成26年12月には弁護士向けの手引きを改訂した。

企業に身近に寄り添う存在である弁護士が中小企業等の事業再生を積極的に主導していくべく、日本弁護士連合会は、中小企業庁の協力と支援を受けて、従前から実施している全国共通の電話番号（0570-001-240）による地域の弁護士を紹介する専用ダイヤル（ひまわりほっとダイヤル）のサービスの対応態勢を強化し、内外での研修や意見交換会の実施等を充実させて、中小企業等の抜本的な債務処理のプラットフォームとしての特定調停手続の普及に努め、同手続による窮境に陥った中小企業等の事業再生の実現に尽力していく。

以 上